

令和元年(ワ)第33338号
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件
(次回期日:2020(令和2)年3月23日)

原告 半澤一宣
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面

2020(令和2)年2月14日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

1. 被告西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)から提出された、2020(令和2)年1月20日付答弁書に対する異議・釈明など

(1) 「紛争の要点(請求の原因)に対する認否」のうち の記述への異議

この項目では「原告が(中略)車掌からの提案を受け入れて、別の車両の席へと移動した」と記されています。

しかし、このときの■■■■主任車掌が原告に対して行ったのは「提案」ではなく、一方的な「指示」でした。

なぜなら、■■■■氏は、原告のところへ来るなり「一体どういうことですか?」などと原告の言い分を聞こうとする姿勢をまったく見せず、最初から「穏便に済ませるためお客様(原告)に席を移っていただきたいのですが」と切り出してきたからです。

つまり■■■■氏は、喫煙客からの申告(言い分)しか把握していない段階で、既に原告に席を移動させると決め、その上で原告のところへやってきたと考えなければ、上に記した言動を取ったことの説明がつかないわけです。

■■■■氏は言葉遣いこそ丁寧でしたが、トラブルのもう一方の当事者である原告の言い分を何も聞こうとしないまま、受動喫煙(三次喫煙)を我慢できない原告を悪者扱いする喫煙客に無批判に従い、原告に不利益となる措置を採った(席の移動を指示した)ことについては片手落ちであると言わざるを得ず、強く非難されるべきものです。

にもかかわらず、被告JR西日本が答弁書で「原告が(中略)車掌からの提案を受け入れて」と記しているのは、■■■■氏が原告の言い分を確かめない一方的な対応をした真実を歪め、原告が■■■■氏とよく話し合い納得した結果であるかのような印象操作をしている点で、■■■■氏の失行の事実の隠蔽を目論んだ、不当な表現であると指摘せざるを得ません。

原告は、この点について被告JR西日本と争いたく、席の移動を切り出す前に原告の言い分を聞こうとしなかった理由などの真相解明のため、■■■■氏を法廷へ呼び出し、証人尋問を行うことを求めます。

(2) 求釈明への回答

喫煙ルーム廃止請求の具体的な法令上の根拠、権利の内容について

三次喫煙を含む受動喫煙の害が科学的に証明されている今日では、すべての国民には、理不尽な受動喫煙の強要すなわち「煙の暴力」を拒み自らの健康を守る権利=「嫌煙権」があります。

同時に、すべての国民には、必要な時に必要な場所へ移動することを妨げられない権利＝「交通権」もあります。

これらを組み合わせて考えれば、すべての国民には、

「たばこの煙に汚染されていないきれいな空気のもとで目的地まで移動できる権利」

があると言えます。

これらはいずれも日本国憲法第13条（幸福追求権）をより具体化した概念として保障・保護されるべきものです。

しかし、被告らが、新幹線列車内に喫煙ルームを設置し、乗客にそこでの喫煙を認めている現状では、喫煙を終えた乗客が自席へ戻ったとき、その周囲で三次喫煙による健康被害を誘発することを、防ぐことができません。

もしも被告らが、喫煙ルームを存置したまま三次喫煙を防止しようとするのであれば、【甲29号証】に掲載されている【図10】の実験データにより、喫煙を終えてから45分間は自席へ戻るのを禁止しなければならない理屈ですが、その45分間を過ごす場所を確保する必要がある上、すべての喫煙客がそのような指示に従うとも考えにくく、非現実的だからです。

つまり、被告らが、新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けることは、上に記した「たばこの煙に汚染されていないきれいな空気のもとで目的地まで移動できる権利」を侵害し続けることでもあるわけで、原告は、このことの違法性を指摘しているのです。

請求の趣旨の2に係る法令上の根拠、権利の内容等について

ア．請求の趣旨の2の に記した運賃・特急料金（以下「運賃等」といいます）の返還について

これは突き詰めて言えば、

「不良品（欠陥商品）を買わされたのだから返金せよ」

とすることです。

例えば、食品に金属片などの異物が混入していたり、アレルギー表示に記載漏れがあったりしたら、いわゆる「食の安全」における不良品（欠陥商品）を販売したことになるのですから、その食品が返金の対象となるのが当然なのは、容易に理解できることでしょう。

これと同じで、鉄道の利用者が、列車内が不衛生な環境だったことが原因で病気や体調不良になったり、急カーブでスピードを出しすぎて脱線事故を起こして怪我をさせられたりしたら、その鉄道会社が販売する「輸送サービス」という商品には「衛生」や「安全」という品質に不良（欠陥）があったことになるのですから、利用者には輸送サービスという商品の代金である運賃等の返還を求める権利が、鉄道会社には運賃等の返還に応じる義務が、それぞれ発生するのは当然のことであると考えられます。

なぜなら、利用者が、運賃等の対価を支払って鉄道を利用するという行為は、鉄道会社が販売する「輸送サービス」という商品を購入することであり、利用者と鉄道会社とが運送に係る消費者契約を結んだ行為でもあるからです。

ここで、被告らが、三次喫煙を含む受動喫煙の防止のために廃止すべき喫煙ルームを廃止しないという不作為は、利用者を途中で病気や怪我に遭わせないという意味での「安全」という運送契約上の債務（義務）の不履行状態に当たることは明らかです。

そう考えると、被告らが、三次喫煙を含む受動喫煙の防止が不十分な、すなわち不

衛生な状態の輸送サービス商品を販売しておきながら、それによって生じた健康被害に対して損害賠償責任を負う義務は無いと主張するのは、消費者契約法第8条の1で無効と定める「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除（中略）する」行為に該当すると考えられます。

被告JR西日本は、

「運送約款（『旅客営業規則』や『旅客営業規則取扱基準規程』など）では、そのようなことは『条項』として明文化していないから、本事件には消費者契約法第8条の1は適用されない」

と反論するかもしれませんが。

しかし被告JR西日本が、本事件で原告が【甲9号証】の書面による返金請求に対して【甲10号証】の書面によりこれを拒絶したことは、運送約款で条項として明文化していなくても、実態として「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する」運用を行っている事実があることを示しており、これが違法であることは明らかです。

原告が、訴状の「紛争の要点（請求の原因）の」で、

「『乗車中に病気になったり誰かから殴られて怪我をしたりしても構わないから、とにかく目的地まで運んでくれれば文句は言わない』という考え方で鉄道を利用する人などいるはずがない」

と記したのは、これらのことを言っているのです。

もしも被告JR西日本が、上に記した考え方を踏まえてもなお運賃等の返還に応じないのだとしたら、それは被告JR西日本が、

「利用者を目的地まで運びさえすれば、車内環境が不衛生なせいで利用者が乗車中に病気になったり、トラブルの相手から暴力行為を受けたりしても、後は知りませんよ」

という公序良俗に反する無責任な態度を一方的に正当化するものであり、それこそ民法第1条の2で定める精神（信義則）に反する不法行為そのものとして、厳しく非難されるべきであると原告は考えます。

イ．請求の趣旨の2の に記した慰謝料の支払いについて

下の「請求の趣旨の2に係る加害行為の事実の内容について」に記載のとおりです。

請求の趣旨の2に係る加害行為の事実の内容について

原告が、2019年8月6日の「のぞみ138号」への乗車中に受けた被害（被告JR西日本の加害行為）には、以下の2種類がありました。

ア．列車内に喫煙ルームを設置していたせいで、そこで喫煙してきた乗客から三次喫煙による健康被害を受けたこと

イ．喫煙客からの申告を受けた■■■主任車掌が、喫煙客の言い分にだけ耳を貸し、トラブルのもう一方の当事者である原告には耳を貸さないまま、原告に不利益な措置を採った（席の移動を強いた）せいで、精神的苦痛を受けたこと

このうち、アについては、直接の加害者は喫煙客ですが、被告らが乗客に喫煙ルームでの喫煙を認めていることが当該健康被害を誘発したのですから、喫煙ルームを設置した車両を運行する被告らに、施設管理者としての責任を負うべき義務があることは明らかです。

また、イについては、原告が精神的苦痛を受けた理由の詳細は、上の「『紛争の要点（請求の原因）に対する認否』のうち の記述への異議」に記載のとおりであり、被告JR西日本に■■■氏の雇用者としての責任を負うべき義務があることは明らか

です。

これらのことを踏まえ、

- ・アに係る損害賠償として、上の「(2)求釈明への回答」の アに記した考え方 = 消費者契約法第8条に基づき、請求の趣旨の2の に記した運賃等の返還を、
 - ・イに係る損害賠償として、民法第709条に基づき、請求の趣旨の2の に記した慰謝料の支払いを、
- それぞれ請求したものであります。

2. 被告東海旅客鉄道株式会社（JR東海）から提出された、2020（令和2）年1月20日付答弁書における求釈明への回答

3. 被告九州旅客鉄道株式会社（JR九州）から提出された、2020（令和2）年1月20日付答弁書における求釈明への回答

この2つはいずれも、上の「1. 被告西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）から提出された、2020（令和2）年1月20日付答弁書に対する異議・釈明など」のうち「(2) 求釈明への回答」の で記した内容と同じですので、そちらを参照願います。

4. 被告らへの求釈明

被告らは3社とも、本年1月20日付の答弁書において、原告の請求をすべて棄却するよう求めています。これは被告らが、

「今後も新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に係る努力義務を定めた健康増進法第25条には違反しない」

と主張しているのと同じです。

ならば、被告らには、【甲3号証】の【図3】【図4】（注）及び【甲29号証】の【図10】などとして示した科学的データを踏まえてもなお、喫煙ルームを存置し続けても列車内で三次喫煙を含む受動喫煙が発生することは有り得ないということ、科学的に証明すべき責任が生じる理屈です。

この証明を行えない限り、被告らが原告の請求の棄却を求めるのは合理的な根拠の無い不当な主張であると断ぜざるを得ず、被告らの主張は退けられるべきであると、原告は考えます。

よって原告は、被告らが、上に記した証明を行うことを、被告らへ求めます。

（注）【甲3号証】は2010（平成22）年に被告JR西日本へ送った文書ですが、これに掲載した【図3】【図4】と同じデータは、以下に列挙する書証として示した文書にて、被告JR東海とJR九州へも繰り返し送付し、被告らへの指摘を続けてきています。

- ・被告JR西日本へは【甲5号証】の【図3】【図4】（2011（平成23）年）
【甲7号証】の【図3】【図4】（2013（平成25）年）
- ・被告JR東海へは【甲13号証】の【図3】【図4】（2010（平成22）年）
【甲15号証】の【図3】【図4】（2011（平成23）年）
【甲17号証】の【図3】【図4】（2013（平成25）年）
- ・被告JR九州へは【甲21号証】の【図1】【図2】（2010（平成22）年）
【甲23号証】の【図1】【図2】（2011（平成23）年）
【甲25号証】の【図1】【図2】（2013（平成25）年）

5. 原告の主張

被告らが、本年1月20日付の答弁書において、原告と全面的に争う姿勢を示したことは、被告らは新幹線列車内の喫煙ルームを廃止する必要は無いと認識していることの反映

に他なりません。

それは、喫煙ルームの存在が原因で、三次喫煙を含む理不尽な受動喫煙の強要すなわち「煙の暴力」が今後も繰り返し発生し続けることを、未然に防止する必要は無いと主張しているのと同じです。

新幹線とは、三次喫煙を含む受動喫煙による健康被害を受忍できる人だけのための交通機関なのでしょうか？

被告らがそのような姿勢を取り続ける限り、被告らは、原告以外のたばこの煙が苦手な利用者からも反感を買い、航空機や高速バスへの逸走による新幹線利用者の減少ひいては減収を招いたり、利用者が報復の不正・無賃乗車や鉄道施設の破壊などを行う動機付けになったりするなど、被告らにとっても不幸な結果を招く可能性が考えられます。

よって原告は、裁判所に対して、被告らの請求・主張をすべて退けるよう求めます。

同時に原告は、被告らに対して、これらのことを真摯に反省し、社会的なメンツだけのために原告と争うことを止め、速やかに喫煙ルーム全廃 = 全列車完全禁煙化に向けた準備作業に着手することを求めます。

以上